

令和8年度 福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を財源としており、補助金の交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が省エネルギー（以下「省エネ」という。）に取り組む中小企業者等に、省エネ効果の高い機器や設備を導入する場合の経費の一部を助成することにより、中小企業者等の省エネに係る取組みの推進を図ることを目的に交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 中小企業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者であって、福岡市内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者

イ 年間のエネルギー消費量が原油換算で、原則1,500kL未満の事業者であって、福岡市内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者

(2) 事業所等

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア 福岡市内に所在する一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(補助対象設備)

第4条 補助金を交付する対象の設備（以下「補助対象設備」という。）は次に掲げる設備とし、次項に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

ア 高効率照明設備（LED照明）

イ 高効率空調設備

ウ 高機能換気設備

2 補助対象設備の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 福岡市内の事業所等に設置されたものであること。

(2) 2者以上の事業者から見積書を徴取し、最低価格を提示した事業者の設備を導入すること。ただし、見積書を徴収する事業者の少なくとも1者は福岡市内に本店もしくは支店を有する事業者とすること。

(3) 未使用であること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別表1に定める要件を満たすこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当するものでないこと。
- (3) 本要綱第12条に係る交付対象申請書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- (4) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていない事業者へ設置工事を発注する予定としていること。
- (5) 補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金は、次の各号全ての要件を満たし、補助金の交付申請を行う事業者(以下「申請者」という。)に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 法定耐用年数期間満了までの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備を継続的に使用すること。
- (3) 申請する補助対象設備に関して、国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。

(暴力団の排除)

第7条 市民協議会は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市民協議会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市民協議会は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市民協議会は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第8条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の設置に必要な機器の購入に要する経費(以下「機器費」という。)とし、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。また、機器費にかかる値引きがある場合は、それを差し引いた金額とする。

(補助金の交付額等)

第9条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額以内とし、その上限額は300万円とする。ただし、福岡市事業所の省エネ支援事業と組合せて事業所の設備導入を実施した場合の補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額以内とし、その上限額は600万円とする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助対象者が、複数事業所の設備導入について申請する場合、事業所ごとに補助対象経費を算定する。上限額は1事業所あたりで300万円とし、かつ、1事業者あたりの上限額を900万円とする。ただし、補助対象者が、福岡市事業所の省エネ支援事業の申請と組合せて複数事業所の設備導入について申請する場合、事業所ごとに補助対象経費を算定する。上限額は1事業所あたりで600万円とし、かつ、1事業者あたりの上限額を900万円とする。

(補助回数の制限)

第10条 補助金の交付申請は、同一市内事業所につき同一年度に1回限りとする。

(申請受付期間)

第11条 申請者は公募により募集することとし、申請の受付期間(以下「申請受付期間」という。)は、福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定める期間とする。ただし、申請受付期間中であっても、申請が予算を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付対象申請)

第12条 申請者は、前条に規定する申請受付期間に、不備・不足が無い状態で補助金交付対象申請書(様式第1号)に、別表2に定める書類(以下、「交付対象申請書等」という。)を添えて、市民協議会に電子メール又は郵送により提出(必着)しなければならない。

- 2 市民協議会は、前項に規定する交付対象申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、前条に規定する申請受付期間及び前項に規定する期限までに提出されなかった場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。
- 3 市民協議会は、前項に規定する示された期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第13条第4項に基づく補助金交付非対象決定を行うことができる。なお、市民協議会がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- 4 申請者は、第13条第3項の規定による決定前に、補助対象設備の契約・発注をしてはならない。

(補助金の交付対象決定)

第13条 市民協議会は、前条第1項に規定する交付対象申請等の提出があったときは、速やかに交付対象申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付対象としての可否を決定する。

- 2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象設備が設置される現地の調査を行うことができる。
- 3 市民協議会は、補助金交付対象として認めたときは、対象決定を行い、補助金交付対象

決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 4 市民協議会は、補助金交付対象として認められないときは、非対象決定を行い、補助金交付非対象決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 前条第1項に規定する交付対象申請書等が提出された日から、補助金交付対象及び非対象の決定を行い、申請者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。
- 6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。
 - (1) 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 前条第2項に規定する申請の是正又は補正に要する日数

（取下げ届）

第14条 申請者は、前条第3項または第4項の通知を受ける前に第12条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（様式第4号）を提出しなければならない。

（計画変更の承認申請）

- 第15条 第13条第3項の補助金交付対象決定通知書を受けた者（以下「交付対象決定者」という。）は、同条同項の規定により決定された内容を変更するときは、当該補助対象設備の契約・発注をする前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び別表2に定める書類のうち、交付対象申請時から変更となるものを市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額の増額を除く軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 交付対象決定者は、第13条第3項の規定により決定された補助対象設備に変更がない場合であっても、補助対象経費を変更するとき、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額と補助金交付請求額に差異が生じる変更をするときは、当該補助対象設備の契約・発注をする前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び変更内容を確認することができる書類を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 市民協議会は、前2項の申請を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第5-2号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
 - 4 市民協議会は、第1項及び第2項の申請を不承認したときは、計画変更不承認通知書（様式第5-3号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

（計画中止届）

第16条 交付対象決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第6号）を市民協議会に提出しなければならない。

（補助金交付対象決定の取消し）

- 第17条 市民協議会は、交付対象決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第13条第3項に規定の交付対象決定を取り消すことができる。
- (1) 補助対象設備の設置を中止したとき。
 - (2) 補助対象設備の設置完了後、正当な理由なく、第18条に規定する補助金の交付請求を行わないとき。
 - (3) 第12条に規定する交付対象申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定を受けたとき。

- (4) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象決定の取り消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたとき。
- 2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付対象決定を取り消したときは、補助金交付対象決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付対象決定者に通知するものとする。ただし、交付対象決定者が前条の計画中止届を提出した場合は通知を省略するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第18条 交付対象決定者は、補助対象設備の設置が完了した日から起算して60日（土日祝日の場合は、前営業日）又は福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定める期限のいずれか早い日までに、不備・不足が無い状態で補助金交付請求書（様式第8号）に別表3に掲げる書類（以下「交付請求書等」という。）を添えて市民協議会に電子メール又は郵送により提出（必着）しなければならない。
- 2 補助金交付請求額は、第13条第3項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。ただし、第15条の計画変更承認申請書（様式第5-1号）を市民協議会に提出し、その承認を受けた場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

- 第19条 市民協議会は、前条第1項の規定に基づく交付請求書等の提出があったときは、速やかに交付請求書等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。
- 2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象設備が設置された現地の調査を行うことができる。
- 3 市民協議会は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第9号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 4 市民協議会は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 5 前条第1項に規定する交付請求書等が提出された日から、補助金交付及び不交付の決定を行い、交付対象決定者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。
- 6 前項について、福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数は、標準的な期間に算入しないものとする。

（補助金の交付）

- 第20条 市民協議会は、補助金の交付について補助金交付請求書に記載されている申請者名義の口座への振込により行う。

（補助金交付決定の取消し）

- 第21条 市民協議会は、第19条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金の交付を辞退したとき。
 - (2) 第12条及び第18条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定又は交付決定を受けたことが判明したとき。

- (3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (4) 補助金の交付を受けた補助対象設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取り消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたととき。
- 2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、該当者に通知するものとする。

（財産の管理）

第 22 条 補助金受領者は、補助対象設備の設置が完了した日から別表 4（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数）にそれぞれ定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第 23 条 補助金受領者は、補助対象設備の設置が完了した日から別表 4（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数）にそれぞれ定める期間内に、補助対象設備を、市民協議会の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してならない。

- 2 補助金受領者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 12-1 号）を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市民協議会は、前 2 項の規定に基づく申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分を承認したときは、財産処分承認通知書（様式第 12-2 号）により、補助金受領者に通知するものとする。

（補助事業の経理等）

第 24 条 補助金受領者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金受領者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承継を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、市民協議会の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（環境価値の取扱）

第 25 条 補助金受領者は、補助事業により取得した補助対象設備により生み出される環境価値を他に利用する場合は、市民協議会と協議しなければならない。

（補助事業の承継）

第 26 条 補助金受領者について、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、速やかに補助事業承継承認申請書（様式第 13-1 号）を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市民協議会は、前項の申請を承認したときは、補助事業承継承認通知書（様式第 13-2

号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 27 条 市民協議会は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 19 条の規定により交付した補助金を全額返還させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象設備の設置以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付を受けるため、違法、不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 第 7 条第 3 項に基づく取り消しを行った場合
- (5) 第 21 条第 1 項に基づく取り消しを行った場合

2 市民協議会は、補助金受領者が第 23 条の規定による承認を受けて補助対象設備を処分したときは、補助金額の全部または一部を返還させることができる。

ただし、その補助対象設備の処分が本人の責めに帰さない事由として次の各号のいずれかに該当するときは、市民協議会は補助金の返還を求めないものとする。

- (1) 天災等により財産処分した場合
- (2) その他市民協議会が特に認める場合

3 前項の規定による返還の額は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱第 15 条の定めによるものとする。

4 前項の規定により算出した額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 市民協議会は、第 1 項及び第 2 項の規定により、補助金の返還を求める場合は、補助金返還請求書（様式第 12-3 号）により、補助金受領者へ通知するものとする。

(補助金申請手続き等の依頼)

第 28 条 申請者は、第 12 条に規定する補助金の交付対象申請及び第 18 条に規定する補助金の交付請求に係る手続き（第 14 条、第 15 条及び第 16 条の手続きを含む。）を第三者（以下「**手続代行者**」という。）に依頼することができる。

2 **手続代行者**は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

3 市民協議会は、必要に応じて**手続代行者**が行う手続きについて調査を実施し、**手続代行者**がこの要綱の定めに従った手続きを遂行していないと判断した際には、同一年度内において、当該**手続代行者**に**手続**の代行を認めないものとする。

(協力義務)

第 29 条 補助金受領者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受け、補助対象設備が使用可能となった月から、前 1 年間分及び後 1 年間分の使用状況調査報告書（様式第 14 号）の提出
- (2) 地方環境事務所長による書類の審査及び現地調査等
- (3) その他市民協議会が協力を依頼する事項

(個人情報取扱)

第 30 条 市民協議会は、福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金の運営において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 61 条第 1 項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

- 2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
- 3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福岡市条例第8号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

（雑則）

第31条 この要綱の施行に関し必要な事項については、市民協議会が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年度 福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、内閣府の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」を財源としており、補助金の交付については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が物価高騰の影響を受け省エネルギー（以下「省エネ」という。）に取り組む中小企業者等に、省エネ効果の高い機器や設備を導入する場合の経費の一部を助成することにより、中小企業者等の省エネに係る取組みの推進を図ることを目的に交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 中小企業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者であって、福岡市内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者

イ 年間のエネルギー消費量が原油換算で、原則1,500kL未満の事業者であって、福岡市内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者

(2) 事業所等

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア 福岡市内に所在する一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(補助対象設備)

第4条 補助金を交付する対象の設備（以下「補助対象設備」という。）は次に掲げる設備とし、次項に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

ア 高効率照明設備（LED照明）

イ 高効率空調設備

ウ 高機能換気設備

2 補助対象設備の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 福岡市内の事業所等に設置されたものであること。

(2) 2者以上の事業者から見積書を徴取し、最低価格を提示した事業者の設備を導入すること。ただし、見積書を徴収する事業者の少なくとも1者は福岡市内に本店もしくは支店を有する事業者とすること。

(3) 未使用であること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別表1に定める要件を満たすこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当するものでないこと。
- (3) 本要綱第12条に係る交付対象申請書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- (4) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていない事業者へ設置工事を発注する予定としていること。
- (5) 補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金は、次の各号全ての要件を満たし、補助金の交付申請を行う事業者(以下「申請者」という。)に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 法定耐用年数期間満了までの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備を継続的に使用すること。
- (3) 申請する補助対象設備に関して、国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。

(暴力団の排除)

第7条 市民協議会は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市民協議会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市民協議会は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市民協議会は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第8条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の設置に必要な機器の購入に要する経費(以下「機器費」という。)とし、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。また、機器費にかかる値引きがある場合は、それを差し引いた金額とする。

(補助金の交付額等)

第9条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額以内とし、その上限額は300万円とする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助対象者が、複数事業所の設備導入について申請する場合、事業所ごとに補助対象経費を算定する。上限額は1事業所あたりで300万円とし、かつ、1事業者あたりの上限額を900万円とする。

(補助回数制限)

第10条 補助金の交付申請は、同一市内事業所につき同一年度に1回限りとする。

(申請受付期間)

第11条 申請者は公募により募集することとし、申請の受付期間(以下「申請受付期間」という。)は、福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定める期間とする。ただし、申請受付期間中であっても、申請が予算を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付対象申請)

第12条 申請者は、前条に規定する申請受付期間に、不備・不足が無い状態で補助金交付対象申請書(様式第1号)に、別表2に定める書類(以下、「交付対象申請書等」という。)を添えて、市民協議会に電子メール又は郵送により提出(必着)しなければならない。

- 2 市民協議会は、前項に規定する交付対象申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、前条に規定する申請受付期間及び前項に規定する期限までに提出されなかった場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。
- 3 市民協議会は、前項に規定する示された期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第13条第4項に基づく補助金交付非対象決定を行うことができる。なお、市民協議会がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- 4 申請者は、第13条第3項の規定による決定前に、補助対象設備の契約・発注をしてはならない。

(補助金の交付対象決定)

第13条 市民協議会は、前条第1項に規定する交付対象申請等の提出があったときは、速やかに交付対象申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付対象としての可否を決定する。

- 2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象設備が設置される現地の調査を行うことができる。
- 3 市民協議会は、補助金交付対象として認めたときは、対象決定を行い、補助金交付対象決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 4 市民協議会は、補助金交付対象として認められないときは、非対象決定を行い、補助金交付非対象決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 5 前条第1項に規定する交付対象申請書等が提出された日から、補助金交付対象及び非対象の決定を行い、申請者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・

不足があった場合はこの限りではない。

- 6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。
- (1) 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 前条第2項に規定する申請の是正又は補正に要する日数

（取下げ届）

第14条 申請者は、前条第3項または第4項の通知を受ける前に第12条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（様式第4号）を提出しなければならない。

（計画変更の承認申請）

第15条 第13条第3項の補助金交付対象決定通知書を受けた者（以下「交付対象決定者」という。）は、同条同項の規定により決定された内容を変更するときは、当該補助対象設備の契約・発注をする前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び別表2に定める書類のうち、交付対象申請時から変更となるものを市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額の増額を除く軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 交付対象決定者は、第13条第3項の規定により決定された補助対象設備に変更がない場合であっても、補助対象経費を変更するとき、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額と補助金交付請求額に差異が生じる変更をするときは、当該補助対象設備の契約・発注をする前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び変更内容を確認することができる書類を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市民協議会は、前2項の申請を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第5-2号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 4 市民協議会は、第1項及び第2項の申請を不承認したときは、計画変更不承認通知書（様式第5-3号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

（計画中止届）

第16条 交付対象決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第6号）を市民協議会に提出しなければならない。

（補助金交付対象決定の取消し）

第17条 市民協議会は、交付対象決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第13条第3項に規定の交付対象決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象設備の設置を中止したとき。
 - (2) 補助対象設備の設置完了後、正当な理由なく、第18条に規定する補助金の交付請求を行わないとき。
 - (3) 第12条に規定する交付対象申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定を受けたとき。
 - (4) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象決定の取り消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたとき。
- 2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付対象決定を取り消したときは、補助金交付

対象決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付対象決定者に通知するものとする。
ただし、交付対象決定者が前条の計画中止届を提出した場合は通知を省略するものとする。

（補助金の交付請求）

第18条 交付対象決定者は、補助対象設備の設置が完了した日から起算して60日（土日祝日の場合は、前営業日）又は福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定める期限のいずれか早い日までに、不備・不足が無い状態で補助金交付請求書（様式第8号）に別表3に掲げる書類（以下「交付請求書等」という。）を添えて市民協議会に電子メール又は郵送により提出（必着）しなければならない。

2 補助金交付請求額は、第13条第3項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。ただし、第15条の計画変更承認申請書（様式第5-1号）を市民協議会に提出し、その承認を受けた場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第19条 市民協議会は、前条第1項の規定に基づく交付請求書等の提出があったときは、速やかに交付請求書等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象設備が設置された現地の調査を行うことができる。

3 市民協議会は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第9号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

4 市民協議会は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

5 前条第1項に規定する交付請求書等が提出された日から、補助金交付及び不交付の決定を行い、交付対象決定者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。

6 前項について、福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数は、標準的な期間に算入しないものとする。

（補助金の交付）

第20条 市民協議会は、補助金の交付について補助金交付請求書に記載されている申請者名義の口座への振込により行う。

（補助金交付決定の取消し）

第21条 市民協議会は、第19条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付を辞退したとき。

(2) 第12条及び第18条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定又は交付決定を受けたことが判明したとき。

(3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。

(4) 補助金の交付を受けた補助対象設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取り消しについて相当の理由があると

市民協議会が認めたとき。

- 2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、該当者に通知するものとする。

（財産の管理）

第 22 条 補助金受領者は、補助対象設備の設置が完了した日から別表 4（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数）にそれぞれ定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第 23 条 補助金受領者は、補助対象設備の設置が完了した日から別表 4（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数）にそれぞれ定める期間内に、補助対象設備を、市民協議会の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してならない。

- 2 補助金受領者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 12-1 号）を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市民協議会は、前 2 項の規定に基づく申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分を承認したときは、財産処分承認通知書（様式第 12-2 号）により、補助金受領者に通知するものとする。

（補助事業の経理等）

第 24 条 補助金受領者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金受領者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承継を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、市民協議会の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（環境価値の取扱）

第 25 条 補助金受領者は、補助事業により取得した補助対象設備により生み出される環境価値を他に利用する場合は、市民協議会と協議しなければならない。

（補助事業の承継）

第 26 条 補助金受領者について、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、速やかに補助事業承継承認申請書（様式第 13-1 号）を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市民協議会は、前項の申請を承認したときは、補助事業承継承認通知書（様式第 13-2 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 27 条 市民協議会は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 19 条の規定により交付した補助金を全額返還させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
 - (2) 補助金を補助対象設備の設置以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の交付を受けるため、違法、不正その他不適當な行為をした場合
 - (4) 第7条第3項に基づく取り消しを行った場合
 - (5) 第21条第1項に基づく取り消しを行った場合
- 2 市民協議会は、補助金受領者が第23条の規定による承認を受けて補助対象設備を処分したときは、補助金額の全部または一部を返還させることができる。
- ただし、その補助対象設備の処分が本人の責めに帰さない事由として次の各号のいずれかに該当するときは、市民協議会は補助金の返還を求めないものとする。
- (1) 天災等により財産処分した場合
 - (2) その他市民協議会が特に認める場合
- 3 前項の規定による返還の額は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱第15条の定めによるものとする。
- 4 前項の規定により算出した額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 5 市民協議会は、第1項及び第2項の規定により、補助金の返還を求める場合は、補助金返還請求書（様式第12-3号）により、補助金受領者へ通知するものとする。

（補助金申請手続き等の依頼）

- 第28条 申請者は、第12条に規定する補助金の交付対象申請及び第18条に規定する補助金の交付請求に係る手続き（第14条、第15条及び第16条の手続きを含む。）を第三者（以下「**手続代行者**」という。）に依頼することができる。
- 2 手続代行者は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。
- 3 市民協議会は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者がこの要綱の定めに従った手続きを遂行していないと判断した際には、同一年度内において、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

（協力義務）

- 第29条 補助金受領者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。
- (1) 補助金の交付を受け、補助対象設備が使用可能となった月から、前1年間分及び後1年間分の使用状況調査報告書（様式第14号）の提出
 - (2) 地方環境事務所長による書類の審査及び現地調査等
 - (3) その他市民協議会が協力を依頼する事項

（個人情報の取扱）

- 第30条 市民協議会は、福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金の運営において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。
- 2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
- 3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福岡市条例第8号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(雑則)

第 31 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、市民協議会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

(別表1) 補助対象設備ごとの補助要件

| 番号 | 補助対象設備 | 補助要件 |
|----|----------------|--|
| 1 | 高効率照明設備(LED照明) | ・調光制御機能を有するLED※1又は再エネ一体型屋外照明 |
| 2 | 高効率空調設備 | ・対象施設内に設置するものであり、従来の空調設備等に対して、30%以上の省CO2が図られていること。 |
| 3 | 高機能換気設備 | ・対象施設内に設置し、平時に活用するものであり、次の①～③の要件を全て満たすこと。 ①全熱交換器(JIS B 8628に規定されるもの)であること ②必要換気量(1人あたり毎時30 m ³ 以上※2)を確保すること ③熱交換率40%以上(JIS B 8639で規定)であること |

※1 「調光制御機能を有するLED」とは、①スケジュール制御(予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能)、②明るさセンサによる一定照度制御(明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する)、③在/不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)のいずれかの機能を有するLEDのことを指す。

※2 建築物の構造上、一人あたり毎時30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。

(別表2) 補助交付対象申請書(様式第1号)に添付する書類

(○:提出が必要)

| 番号 | 補助対象設備 添付書類 | 高効率 照明設備 (LED照明) | 高効率 空調設 備 | 高機能 換気設 備 |
|----|---|------------------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 【高効率照明設備(LED照明)の補助申請を行う場合】 様式第1号別表1 照明設備の消費電力比較表 | ○ | — | — |
| 2 | 【高効率空調設備の補助申請を行う場合】 様式第1号別表2 CO2削減率算定シート | — | ○ | — |
| 3 | 【高機能換気設備の補助申請を行う場合】 様式第1号別表3 必要換気量算定シート | — | — | ○ |
| 4 | 【申請者と事業所等の所有者が異なる場合】 同意書(様式第15号) | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 施工前のカラー写真(※1、※2) 撮影ボードと一緒に撮影した下記の①~③の写真を、台紙(様式第16号)に貼付けし提出 | | | |
| | ①導入設備を設置する事業所全体 | ○ | ○ | ○ |
| | ②導入設備の設置部分または設置予定部分 | ○ | ○ | ○ |
| | ③既存設備の銘版部分 | — | ○ | — |
| 6 | 見積書の写し(補助対象設備の導入にかかる経費の内訳がわかるもの) ※2者以上の事業者から見積書を徴取すること。また、見積書を徴取する事業者の少なくとも1者は福岡市内に本店もしくは支店を有する事業者とすること。 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 既存設備のカタログ等の写し(メーカー名、品番、設備の仕様等がわかるもの) | ○※1 | ○ | — |
| 8 | 導入設備のカタログ等の写し(メーカー名、品番、設備の仕様等がわかるもの) | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 設備を設置する事業所等の場所を確認できる書類(設備の設置場所に印を付けた周辺地図の写し) | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 発行日から3ヶ月以内の申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書(※3) | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 発行日から3ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 役員名簿(様式第18号)(※4) | ○ | ○ | ○ |
| 13 | その他、市民協議会が特に必要と認める書類 (提出を求めた場合のみ) | ○ | ○ | ○ |

※1 高効率照明(LED照明)について、新規に導入する場合は不要。

※2 提出する写真は、申請日時時点で撮影日から1ヶ月以内のものとする。

※3 個人事業主の場合は「①個人事業の開業届出書の写し」「②青色申告承認申請書の写し」「③確定申告書(青色又は白色申告書)の写し」のいずれかを添付してください。

※4 個人事業主の場合は「確定申告書第1表」または「住民票の写し」のいずれかを添付してください。

(別表3) 補助交付請求書(様式第8号)に添付する書類

(○:提出が必要)

| 番号 | 補助対象設備 添付書類 | 高効率照明 (LED照明) | 高効率 空調設 備 | 高機能 換気設 備 |
|----|--|------------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 領収証の写し(宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象設備名及び内訳金額》、領収日、領収者名、領収印が、正しく記載・押印されているもの) | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 補助金の振込先(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義)がわかるもの ※申請者名義であること | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 「工事請負契約書」、「売買契約書」又は「注文書・注文請書」の写し(補助対象設備の導入にかかる経費の内訳がわかるもの) | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 施工中、施工後のカラー写真 撮影ボードと一緒に撮影した下記の①～③の写真 を、台紙(様式第17号)に貼付し提出 | ○ | ○ | ○ |
| | ①導入設備を設置した事業所全体 | ○ | ○ | ○ |
| | ②導入設備の設置部分 | ○ | ○ | ○ |
| | ③導入設備の銘版部分(施工後のみ) | — | ○ | ○ |
| 5 | ①保証書または②出荷証明書の写し ①:住所、事業所名、保証開始日(購入日)、製造番号が確認できるもの ②:メーカー発行のもので、出荷日、製造番号が確認できるもの | ○ ※1 | ○ | ○ |
| 6 | 申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | その他、市民協議会が特に必要と認める書類 (提出を求めた場合のみ) | ○ | ○ | ○ |

※1 「高効率照明(LED照明)」について、保証書で製造番号が確認できない場合においては、品番がわかる別の資料でも可。

(別表4) 管理期間

| 番号 | 補助対象設備 | 処分制限期間 |
|----|--|--------|
| 1 | 高効率照明設備 (LED照明) | 15年 |
| 2 | 高効率空調設備 ダクト配管されている埋め込みタイプで冷凍出力が22kWを超えるもの | 15年 |
| 3 | 高効率空調設備 ダクト配管されている埋め込みタイプで冷凍出力が22kW以下のもの | 13年 |
| 4 | 高効率空調設備 上記2.3以外のもの | 6年 |
| 5 | 高機能換気設備 | 15年 |